

## (案)

### 胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和〇年条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則における用語の定義は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「密接関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 事業者が持分会社である場合における当該事業者の社員
- (2) 事業者が株式会社である場合における当該事業者に対する議決権の過半数を保有する株主
- (3) 事業者に対する匿名組合出資のうち、過半数の出資持分を保有する出資者
- (4) 前3号に掲げる者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいう。）

#### (地域住民等の範囲)

第3条 条例第2条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域に隣接する土地及び建築物の所有者
- (2) 事業区域が活動範囲に含まれる自治会、町内会、集落その他これに類する地域団体の代表者
- (3) 事業区域の敷地境界線からの水平距離が、次のア又はイに掲げる場合に依じて当該ア又はイに定める範囲内に居住する者
  - ア 太陽光発電設備の総発電出力が50キロワット未満の場合 100メートル
  - イ 太陽光発電設備の総発電出力が50キロワット以上の場合 300メートル
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

#### (適用除外の太陽光発電事業)

第4条 条例第7条第1項の規則で定める太陽光発電事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に太陽

## (案)

光発電設備を設置する事業

- (2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号に規定する環境施設として太陽光発電設備を設置する事業

（抑制区域）

第5条 条例第9条第3項の規則で定める抑制区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 河川法（昭和39年法律第167号）第54条第1項の河川保全区域
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域

（事前協議）

第6条 条例第10条第1項及び第2項の規定による事前協議は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 事前協議書（様式第1号）
- (2) 事業者を証明する書類
- (3) 位置図
- (4) 事業区域及びその隣接地の公図又は地籍図
- (5) 事業区域の土地の登記事項証明書
- (6) 事業区域調書（権利者一覧表）（様式第2号）
- (7) 現況図（平面図及び縦横断図）
- (8) 現況写真（事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの）
- (9) 土地利用計画図（平面図及び縦横断図）
- (10) 工作物設計図（平面図、立面図、断面図、構造図及び仕様書）
- (11) 造成計画図（平面図及び縦横断図）
- (12) 排水計画図（平面図）
- (13) 資力があることを証する書類（残高証明書、預貯金通帳の写し、融資証明書等）

## (案)

- (14) 関係法令等の許可・届出等の一覧表及び許可書並びに届出書の写し
- (15) 維持管理計画書（様式第3号）
- (16) 撤去等費用確保計画書（様式第4号）
- (17) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の事前協議に必要な書類等を受理した日から起算して30日以内に、事業者に対し事前協議完了通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（説明会の開催）

第7条 条例第11条第1項若しくは第2項又は第12条第6項の規定による説明会は、次に掲げる方法により開催するものとする。

- (1) 公民館、集会所その他の地域住民等が参加しやすい場所で開催すること。
- (2) 多数の参加が見込まれる日時に開催すること。
- (3) 必ず1回以上開催し、地域住民等から開催の要望があった場合は、これに応じること。
- (4) 説明会の開催に要する費用は、全て事業者が負担すること。
- (5) 太陽光発電事業の計画又はその概要を記載した印刷物の配布その他適切な方法により地域住民等に丁寧の説明を行うこと。
- (6) 説明会に出席できなかった地域住民等から求めがあった場合は、個別に説明を行うこと。
- (7) 説明会の終了後、14日間以上、地域住民等から質問及び意見を受け付ける期間を設けること。

（事前周知措置）

第8条 条例第11条第1項又は第12条第6項に規定する事前周知措置は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 事業者は、事業区域の敷地境界線からの水平距離が100メートル以内の範囲に居住する者その他市長が必要と認める者に対し、事業の概要その他市長が必要と認める事項について、次に掲げるア又はイの方法により周知すること。
  - ア 書面を投函し、又は戸別訪問により配布する方法
  - イ インターネットを利用して周辺地域の住民の閲覧に供するとともに、ホームページアドレスを回覧板又は市の広報誌等に掲載する方法

## (案)

(2) 前号の措置を実施した後、14日間以上、地域住民等から質問及び意見を受け付ける期間を設けること。

2 前項第2号の期間中に提出された質問及び意見について、書面により誠実に回答すること。

(説明会及び事前周知措置の内容)

第9条 条例第11条第3項の規定により、同条第1項及び第2項の説明会並びに同条第1項の事前周知措置に関し必要な事項として、次に掲げる事項について説明又は周知を行わなければならない。

(1) 太陽光発電事業の概要に関する事項

(2) 事業者その他太陽光発電事業の実施に係る者に関する事項

(3) 事業区域に係る土地の権原の取得状況に関する事項

(4) 太陽光発電設備の設置及び工事の概要に関する事項

(5) 関係法令等の遵守状況に関する事項

(6) 事業区域及び周辺地域における自然環境、生活環境及び景観等への影響並びにその予防措置に関する事項

(7) 災害発生の防止、太陽光発電設備の構造の安全性、太陽光発電事業期間中の安全管理並びに保守点検及び維持管理に関する事項

(8) 太陽光発電事業終了後の太陽光発電設備の撤去、廃棄その他の措置に関する事項

(9) その他市長が必要と認める事項

(届出及び受理)

第10条 条例第12条第1項の規定による届出は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

(1) 太陽光発電事業届出書(様式第6号)

(2) 説明会開催状況報告書(様式第7号)又は事前周知措置実施状況報告書(様式第8号)

(3) 誓約書(様式第9号)

(4) 第6条第1項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、変更後の当該書類

## (案)

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、条例第12条第2項の規定に基づき、太陽光発電事業届出書等の書類を受理した日から起算して30日以内に、事業者に対し受理通知書（様式第10号）を交付するものとする。
- 3 条例第12条第5項の規定による変更の届出は、太陽光発電事業変更届出書（様式第11号）を市長に提出することにより行うものとする。
- 4 前項の変更が次条に規定する重要な事項の変更に該当する場合は、変更届出書に、説明会開催状況報告書（様式第7号）又は事前周知措置実施状況報告書（様式第8号）を添付しなければならない。
- 5 条例第12条第8項の規定による地位の承継の届出は、太陽光発電事業承継届出書（様式第12号）を市長に提出することにより行うものとする。

（重要な事項の変更）

第11条 条例第12条第6項に規定する重要な事項の変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 事業者の変更（事業譲渡、合併、会社分割その他これらに類する事由によるものに限る。）
- (2) 事業者の密接関係者の変更
- (3) 事業区域又は太陽光発電設備の設置場所の変更
- (4) 当初の届出に係る太陽光発電設備の発電出力又は太陽光パネルの合計出力を、変更前の出力と比較して20パーセント以上又は50キロワット以上増加させる変更
- (5) 前号に掲げる変更を行った後、さらに出力を増加させる変更であって、当該変更による増加量の累計が、直近の説明会の開催又は事前周知措置を実施した時点の出力から20パーセント以上又は50キロワット以上となるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、変更により地域住民等の生活環境、自然環境、景観又は災害の防止等に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの。

- 2 前項の変更を行う場合における説明会の開催又は事前周知措置の実施については、次条に定めるところによる。

（重要な事項の変更に係る説明会及び事前周知措置の内容）

第12条 条例第12条第7項の規定により、同条第6項の説明会又は事前周知措置に関し必要な事項として、次に掲げる事項について説明又は周知を行わなければな

## (案)

らない。

(1) 変更しようとする事項及びその内容

(2) 変更の理由

(3) 変更前及び変更後の太陽光発電事業の概要

(4) 変更に伴う事業者その他太陽光発電事業の実施に係る者に関する事項

(5) 変更に伴う事業区域、太陽光発電設備の設置場所、発電出力その他設備に関する事項

(6) 変更による自然環境、生活環境及び景観等への影響並びにその予防措置に関する事項

(7) 変更による災害発生の防止、太陽光発電設備の構造の安全性、安全管理、保守点検及び維持管理への影響に関する事項

(8) 変更に伴う関係法令等に基づく許可、届出その他の手続に関する事項

(9) 太陽光発電事業終了後の太陽光発電設備の撤去、廃棄その他の措置に変更がある場合は、その内容に関する事項

(10) その他市長が必要と認める事項

2 前項の説明又は周知は、重要な事項の変更に関する事項を中心として、当該変更の内容及び地域住民等への影響を十分に理解することができるよう行うものとする。

(撤去等費用の確保)

第13条 条例第13条第5項に規定する太陽光発電事業に係る撤去及び廃棄物の処理に要する費用の確保方法その他必要な事項は、市長が別に定める。

(撤去等費用の確保状況の報告)

第14条 条例第13条第6項の規定による報告は、毎年度4月1日から翌年3月31日までの状況について、翌年度の4月30日までに撤去等費用確保状況報告書(様式第13号)を市長に提出することにより行うものとする。

(太陽光発電事業終了後の措置)

第15条 条例第13条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業終了届出書(様式第14号)を市長に提出することにより行うものとする。

## (案)

### (立入検査)

第16条 条例第15条第2項に規定する証票は、身分証明書（様式第15号）によるものとする。

### (命令、勧告及び指導)

第17条 条例第16条の規定による指導は、指導書（様式第16号）によるものとする。

2 条例第17条の規定による勧告は、勧告書（様式第17号）によるものとする。

3 条例第18条の規定による命令は、命令書（様式第18号）によるものとする。

### (その他)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和●年●月●日から施行する。

(案)

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

胎内市長

様

住所

氏名

(法人の場合にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

### 事前協議書

胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定により、下記のとおり協議します。

### 記

1 事業名

2 事業区域の所在地及び面積 胎内市 ほか 筆  
合計面積  $\text{m}^2$  (□公簿・□実測)

3 FIT・FIP の認定 ☐ 有 ☐ 無

4 発電出力 kW

5 事業予定期間 年 月 日から 年間

6 設置工事

(1) 着手予定日 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

7 連絡先

所在地：

担当者氏名：

電話番号：

(案)

8 添付書類

- (1) 事業者を証明する書類（個人の場合は官公庁が発行する写真付き身分証明書の写し、法人の場合は登記事項証明書）
- (2) 位置図
- (3) 事業区域及びその隣接地の公図又は地籍図
- (4) 事業区域の土地の登記事項証明書
- (5) 事業区域調書（権利者一覧表）（様式第2号）
- (6) 現況図（平面図及び縦横断図）
- (7) 現況写真（事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの）
- (8) 土地利用計画図（平面図及び縦横断図）
- (9) 工作物設計図（平面図、立面図、断面図、構造図及び仕様書）
- (10) 造成計画図（平面図及び縦横断図）
- (11) 排水計画図（平面図）
- (12) 資力があることを証する書類（残高証明書、預貯金通帳の写し、融資証明書等）
- (13) 関係法令等の許可・届出等の一覧表及びその許可書並びに届出書の写し
- (14) 維持管理計画書（様式第3号）
- (15) 撤去等費用確保計画書（様式第4号）
- (16) その他市長が必要と認める書類

(案)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

事業区域調書 (権利者一覧表)

| 所在及び地番 | 地目 | 地積 | 権利種別 | 権利者 |    | 摘要 |
|--------|----|----|------|-----|----|----|
|        |    |    |      | 氏名  | 住所 |    |
|        |    |    |      |     |    |    |
|        |    |    |      |     |    |    |
|        |    |    |      |     |    |    |
|        |    |    |      |     |    |    |
|        |    |    |      |     |    |    |

- 1 権利種別欄は、所有権、抵当権等の権利の種類を記入してください。
- 2 地目欄及び地積欄は、登記簿上の地目及び公簿面積を記入してください。現況地目及び実測面積が登記簿と一致しない場合は、摘要欄にその旨を記入してください。
- 3 同一物件に権利者が 2 名以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

(案)

様式第3号(第6条関係)

維持管理計画書

年 月 日作成

1 事業者・事業概要

|            |                                                       |       |       |
|------------|-------------------------------------------------------|-------|-------|
| 事業者名       |                                                       |       |       |
| 事業区域の所在地   | 胎内市                                                   | ほか    | 筆     |
| 発電出力       | kW                                                    |       |       |
| 運転開始予定年月日  | 年 月 日                                                 |       |       |
| FIT・FIPの認定 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |       |       |
| 認定番号(有の場合) |                                                       | 認定年月日 | 年 月 日 |

2 維持管理の実施体制

|                                     |     |                  |
|-------------------------------------|-----|------------------|
| 維持管理責任者                             | 名称： | 住 所：             |
|                                     | 氏名： | 連絡先：             |
| 保守点検事業者                             | 名称： | 住 所：             |
|                                     | 氏名： | 連絡先：             |
| 電気主任技術者等                            | 氏名： | 連絡先：<br>(該当する場合) |
| 緊急時の連絡先<br>(破損・故障・災害時の<br>対応を主に行う者) | 氏名： | 連絡先：             |
|                                     | 氏名： | 連絡先：             |

3 保守点検・維持管理の対象及び方法

| 対象設備等       | 点検・維持管理の内容 | 方法 |
|-------------|------------|----|
| 太陽電池モジュール   |            |    |
| 架台・基礎       |            |    |
| パワーコンディショナー |            |    |
| 電気設備        |            |    |
| 柵・塀等        |            |    |
| 排水施設・のり面等   |            |    |
| その他         |            |    |

(案)

#### 4 点検の実施時期・頻度

| 点検等の種類                 | 実施時期・頻度 | 実施者 |
|------------------------|---------|-----|
| 日常巡視                   |         |     |
| 定期点検                   |         |     |
| 年次点検                   |         |     |
| 地震・豪雨・強風等の<br>災害後の臨時点検 |         |     |
| その他                    |         |     |

#### 5 災害・事故等発生時の対応

地震、豪雨、強風等の災害、火災、設備破損その他の事故等が発生した場合の対応方法、連絡体制、発電停止・立入制限等の措置、復旧・修繕方法について記載してください。

|               |  |
|---------------|--|
| 災害・事故発生時の対応   |  |
| 連絡体制・関係機関への連絡 |  |
| 復旧・修繕等の対応     |  |

#### 6 記録の作成・保存

|                |  |
|----------------|--|
| 点検・維持管理記録の作成方法 |  |
| 修繕・交換等の記録      |  |
| 記録の保存方法・保存期間   |  |

#### 7 周辺環境への配慮

|                |  |
|----------------|--|
| 雑草・樹木等の管理      |  |
| 排水・土砂流出対策      |  |
| 騒音・振動・反射光等への対応 |  |
| 景観への配慮         |  |
| 第三者の立入防止       |  |

※ 既に作成している維持管理計画書その他これに類する書類がある場合は、当該書類を添付することにより、本様式の全部又は一部に代えることができるものとする。

(案)

様式第4号(第6条関係)

撤去等費用確保計画書

年 月 日作成

1 事業者・事業概要

|            |                                                       |       |       |
|------------|-------------------------------------------------------|-------|-------|
| 事業者名       |                                                       |       |       |
| 事業区域の所在地   | 胎内市                                                   | ほか    | 筆     |
| 発電出力       | kW                                                    |       |       |
| 事業開始予定年月日  | 年 月 日                                                 |       |       |
| 事業終了予定年月日  | 年 月 日                                                 |       |       |
| FIT・FIPの認定 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |       |       |
| 認定番号(有の場合) |                                                       | 認定年月日 | 年 月 日 |

2 FIT・FIP認定を受けている場合

(1) 廃棄等費用の確保方法

- ☐ 再エネ特措法に基づく解体等積立金による積立て
- ☐ その他、再エネ特措法に基づく方法

|          |     |
|----------|-----|
| 積立開始予定年月 | 年 月 |
| 積立終了予定年月 | 年 月 |
| その他参考事項  |     |

※再エネ特措法その他関係法令に基づく廃棄等費用の積立制度による場合は、その内容が確認できる書類を添付してください。

3 FIT・FIP認定を受けていない場合

(1) 撤去等費用の見込額

| 費用項目         | 見込額 |
|--------------|-----|
| 解体費          | 円   |
| 撤去費          | 円   |
| 運搬費          | 円   |
| 廃棄物処理費       | 円   |
| その他費用        | 円   |
| 合計(撤去等費用見込額) | 円   |

その他費用の内容：

※撤去等費用の算定根拠となる見積書その他の資料を添付してください。

(案)

(2) 費用確保計画

|            |                                                                                                                                                          |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 撤去等費用見込額   | 円                                                                                                                                                        |
| 費用確保開始年月   | 年 月                                                                                                                                                      |
| 費用確保終了予定年月 | 年 月                                                                                                                                                      |
| 費用確保期間     | 年                                                                                                                                                        |
| 年間確保額      | 円                                                                                                                                                        |
| 費用確保方法     | <input type="checkbox"/> 預貯金への積立て <input type="checkbox"/> 信託<br><input type="checkbox"/> 保険・保証<br><input type="checkbox"/> その他 (                      ) |
| 費用確保先      |                                                                                                                                                          |

※年間確保額は、撤去等費用見込額を費用確保期間で除して算出してください。

4 添付書類

- ☐ 撤去等費用の算定根拠となる見積書その他の資料
- ☐ 費用確保方法を確認できる書類
- ☐ 再エネ特措法に基づく認定を受けていることを確認できる書類 (FIT・FIP 認定事業の場合)
- ☐ その他市長が必要と認める書類

(案)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

様

胎内市長

事前協議完了通知書

年 月 日付けで依頼があった下記の太陽光発電事業の事前協議について、胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により、整ったので通知します。

記

1 事業名

2 事業区域の所在地 胎内市 ほか 筆

3 事業区域の面積 合計面積 m<sup>2</sup> (□公簿・□実測)

(案)

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

胎内市長 様

住所

氏名

(法人の場合にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

### 太陽光発電事業届出書

胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により、  
太陽光発電事業の実施について、下記のとおり届け出ます。

#### 記

##### 1 事業名

2 事業区域の所在地及び面積 胎内市 ほか 筆  
合計面積 m<sup>2</sup> (□公簿・□実測)

3 FIT・FIPの認定 □有 □無

4 発電出力 kW

5 事業予定期間 年 月 日から 年間

6 説明会開催日及び事前周知措置実施日

□説明会 開催日 : 年 月 日

□事前周知措置 実施日 : 年 月 日

##### 7 太陽光発電事業の概要

(1) 設置工事に関する計画

ア 着手予定日 年 月 日から

イ 完了予定日 年 月 日まで

ウ 施工者 住 所  
氏 名  
電話番号

エ 設計者 住 所  
氏 名  
電話番号

(案)

8 事業禁止区域・抑制区域の確認

(1) 事業禁止区域 ☐ 該当あり（条例第8条第 号に該当）  
☐ 該当なし

(2) 抑制区域 ☐ 該当あり（規則第5条第 号に該当）  
☐ 該当なし

9 関係法令等の手続状況

関係法令等による許可、認可、届出等の状況

10 添付書類

(1) ☐ 説明会開催状況報告書（様式第7号）  
☐ 事前周知措置実施状況報告書（様式第8号）

(2) 誓約書（様式第9号）

(3) その他市長が必要と認める書類

※ 事前協議書（様式第1号）の添付書類として既に提出されている書類で内容に変更がある場合は、本届出書に添付して提出するものとする。

(案)

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

胎内市長 様

住所

氏名

(法人の場合にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

### 説明会開催状況報告書

胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第11条第1項若しくは第2項又は第12条第6項の規定により、説明会を開催したので、下記のとおり開催状況を報告します。

### 記

1 事業名

2 事業区域の所在地 胎内市 ほか 筆

3 事業の区分 ☐ 新規事業 ☐ 重要な事項の変更

4 説明会の開催状況

(1) 開催日時 年 月 日 ( 時 分～ 時 分)

(2) 開催場所

(3) 説明会の参加人数 地域住民等 人 説明者 人

(4) 説明内容 別紙「説明事項」のとおり

(5) 質問・意見・要望とその対応

(6) その他特記事項

5 添付書類

(1) 説明会の出席者名簿

(2) 説明会の配布資料

(3) 説明会の議事録

(4) 説明会後に受け付けた質問等と、それに対する回答  
(説明会後、14日間以上、質問を受け付けること。)

☐ 質問事項なし

(5) その他市長が必要と認める書類

(案)

別紙「説明事項」

【新規事業】の場合

1 太陽光発電事業の概要に関する事項

イ 事業者その他太陽光発電事業の実施に係る者に関する事項

ウ 事業区域に係る土地の権原の取得状況に関する事項

エ 太陽光発電設備の設置及び工事の概要に関する事項

オ 関係法令等の遵守状況に関する事項

カ 事業区域及び周辺地域における自然環境、生活環境及び景観等への影響並びにその予防措置に関する事項

キ 災害発生の防止、太陽光発電設備の構造の安全性、太陽光発電事業期間中の安全管理並びに保守点検及び維持管理に関する事項

ク 太陽光発電事業終了後の太陽光発電設備の撤去、廃棄その他の措置に関する事項

ケ その他

(案)

別紙「説明事項」

【重要な事項の変更】の場合

ア 変更しようとする事項及びその内容

イ 変更の理由

ウ 変更前及び変更後の太陽光発電事業の概要

エ 変更に伴う事業者その他太陽光発電事業の実施に係る者に関する事項

オ 変更に伴う事業区域、太陽光発電設備の設置場所、発電出力その他設備に関する事項

カ 変更による自然環境、生活環境及び景観等への影響並びにその予防措置に関する事項

キ 変更による災害発生の防止、太陽光発電設備の構造の安全性、安全管理、保守点検及び維持管理への影響に関する事項

ク 変更に伴う関係法令等に基づく許可、届出その他の手続に関する事項

ケ 太陽光発電事業終了後の太陽光発電設備の撤去、廃棄その他の措置に変更がある場合は、その内容に関する事項

コ その他

(案)

様式第 8 号 (第 10 条関係)

年 月 日

胎内市長 様

住所

氏名

(法人の場合にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

### 事前周知措置実施状況報告書

胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 11 条第 1 項又は第 12 条第 6 項の規定により、事前周知措置を実施したので、下記のとおり実施状況を報告します。

### 記

1 事業名

2 事業区域の所在地 胎内市 ほか 筆

3 事業の区分 ☐ 新規事業 ☐ 重要な事項の変更

4 事前周知措置の実施状況

(1) 周知年月日 年 月 日

(2) 周知対象者 地域住民等 人 その他 ( ) 人

(3) 周知方法 ☐ ポスティングによる書面配布 ☐ 個別訪問による書面配布

☐ インターネットを利用して周辺地域の住民の閲覧に供する  
主たるホームページアドレス :

☐ 回覧板に掲載

☐ 市の広報誌等に掲載

☐ その他の方法 ( )

(4) 周知内容 別紙「周知事項」のとおり

(5) 質問・意見・要望等の受付期間及び質問・意見・要望等の内容とその対応

(6) その他特記事項

5 添付書類

(1) 配布資料

(2) その他市長が必要と認める書類

(案)

別紙「周知事項」

【新規事業】の場合

ア 太陽光発電事業の概要に関する事項

イ 事業者その他太陽光発電事業の実施に係る者に関する事項

ウ 事業区域に係る土地の権原の取得状況に関する事項

エ 太陽光発電設備の設置及び工事の概要に関する事項

オ 関係法令等の遵守状況に関する事項

カ 事業区域及び周辺地域における自然環境、生活環境及び景観等への影響並びにその予防措置に関する事項

キ 災害発生の防止、太陽光発電設備の構造の安全性、太陽光発電事業期間中の安全管理並びに保守点検及び維持管理に関する事項

ク 太陽光発電事業終了後の太陽光発電設備の撤去、廃棄その他の措置に関する事項

ケ その他

(案)

別紙「周知事項」

【重要な事項の変更】の場合

ア 変更しようとする事項及びその内容

イ 変更の理由

ウ 変更前及び変更後の太陽光発電事業の概要

エ 変更に伴う事業者その他太陽光発電事業の実施に係る者に関する事項

オ 変更に伴う事業区域、太陽光発電設備の設置場所、発電出力その他設備に関する事項

カ 変更による自然環境、生活環境及び景観等への影響並びにその予防措置に関する事項

キ 変更による災害発生の防止、太陽光発電設備の構造の安全性、安全管理、保守点検及び維持管理への影響に関する事項

ク 変更に伴う関係法令等に基づく許可、届出その他の手続に関する事項

ケ 太陽光発電事業終了後の太陽光発電設備の撤去、廃棄その他の措置に変更がある場合は、その内容に関する事項

コ その他

(案)

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

胎内市長 様

住所

氏名

(法人の場合にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

### 誓約書

私は、胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例、胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則その他の関係法令等を遵守し、下記の事項に配慮することを誓い、地域住民等との間に自然環境、生活環境及び景観等の保全についての問題が生じた場合には、責任をもって解決することを誓約します。

### 記

- 1 地域住民等の理解を得るとともに、自然環境、生活環境及び景観等の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態を維持します。
- 2 太陽光発電設備の設置及び管理に関し、設置工事中も含め、苦情、被害及び紛争が生じたときは、自らの責任と負担において解決に当たります。
- 3 太陽光発電事業を終了したときは、速やかに太陽光発電設備を撤去し、当該撤去により生じた廃棄物については、関係法令等に従い適正に処理します。
- 4 太陽光発電設備を第三者に譲渡し、又は太陽光発電事業者の地位を承継させた場合は、この誓約条事項をその者に責任をもって承継させます。
- 5 胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の施行に必要な限度において、太陽光発電事業の状況等について報告を求められた場合には、直ちに報告します。

(案)

様式第 10 号 (第 10 条関係)

第 号  
年 月 日

様

胎内市長

受理通知書

年 月 日付けで太陽光発電事業の届け出があった下記の事業について、胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第 10 条第 2 項の規定により、受理したことを通知します。

記

1 事業名

2 事業区域の所在地 胎内市 ほか 筆

3 事業区域の面積 合計面積  $\text{m}^2$  (□公簿・□実測)

(案)

様式第 11 号 (第 10 条関係)

年 月 日

胎内市長 様

住所

氏名

(法人の場合にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

### 太陽光発電事業変更届出書

胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 12 条第 5 項の規定により、  
太陽光発電事業の変更について、下記のとおり届け出ます。

#### 記

1 事業名

2 事業区域の所在地 胎内市 ほか 筆

3 FIT・FIP の認定 ☐ 有 ☐ 無

4 事業届出日 年 月 日

5 事業変更の内容

(1) 事業者の変更

変 更 前 :

変 更 後 :

変更理由 :

(2) 事業者の密接関係者の変更

変 更 前 :

変 更 後 :

変更理由 :

(3) 事業区域又は太陽光発電設備の設置場所の変更

変 更 前 :

変 更 後 :

変更理由 :

(4) 当初の届出に係る太陽光発電設備の発電出力又は太陽光パネルの合計出力の増加※<sup>1</sup>

変 更 前 :

変 更 後 :

変更理由 :

(案)

(5) 出力の変更後の更なる出力増加※<sup>2</sup>

変 更 前 :

変 更 後 :

変更理由 :

(6) その他の変更 ( )

変 更 前 :

変 更 後 :

変更理由 :

※1 当初の届出に係る太陽光発電設備の発電出力又は太陽光パネルの合計出力の増加については、変更前と比較して 20 パーセント以上又は 50 キロワット以上の増加をいう。

※2 出力の変更後の更なる出力増加については、直近の説明会又は事前周知措置を実施した時点の出力からの増加量の累計が 20 パーセント以上又は 50 キロワット以上となるものをいう。

6 添付書類

- ☐ 説明会開催状況報告書 (様式第 7 号)
- ☐ 事前周知措置実施状況報告書 (様式第 8 号)
- ☐ その他市長が必要と認める書類

(案)

様式第 12 号 (第 10 条関係)

年 月 日

胎内市長 様

住所

氏名

(法人の場合にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

### 太陽光発電事業承継届出書

胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 12 条第 8 項の規定により、  
事業者の地位の承継について、下記のとおり届け出ます。

#### 記

1 事業名

2 事業区域の所在地 胎内市 ほか 筆

3 FIT・FIP の認定 ☐ 有 ☐ 無

4 承継前の事業者の住所及び氏名  
住所

氏名

5 承継年月日

6 承継の理由

7 連絡先  
所在地：

担当者氏名：

電話番号：

8 添付資料  
市長が必要と認める書類

(案)

様式第 13 号 (第 14 条関係)

年 月 日

胎内市長 様

住所

氏名

(法人の場合にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

### 撤去等費用確保状況報告書

胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 13 条第 6 項の規定により、  
太陽光発電事業終了後の撤去及び廃棄物の処理に要する費用の確保状況について、下  
記のとおり報告します。

### 記

1 事業名

2 事業区域の所在地 胎内市 ほか 筆

3 FIT・FIP の認定 ☐ 有 ☐ 無

4 報告対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 撤去及び廃棄物の処理に要する費用の見込額 円

6 確保開始時期及び確保終了 (予定) 時期

年 月 日から 年 月 日まで

7 当該年度における確保額 円

8 累計確保額 円

9 添付資料

(1) 確保状況が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(案)

様式第 14 号 (第 15 条関係)

年 月 日

胎内市長 様

住所

氏名

(法人の場合にあつては、主たる事務所の  
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

### 太陽光発電事業終了届出書

胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、  
太陽光発電事業の終了について、下記のとおり届け出ます。

#### 記

1 事業名

2 事業区域の所在地 胎内市 ほか 筆

3 FIT・FIP の認定 ☐ 有 ☐ 無

4 事業届出日 年 月 日

5 事業終了日 年 月 日

6 事業終了の理由

7 撤去及び廃棄処分に関する計画の概要

(1) 撤去予定時期及び撤去事業者

(2) 廃棄処分予定時期及び廃棄処分事業者

(3) 撤去及び廃棄処分に係る費用

8 添付書類

市長が必要と認める書類

[illegible]

(案)

様式第 16 号 (第 17 条関係)

第 号  
年 月 日

様

胎内市長

## 指導書

胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 16 条の規定により、下記のとおり指導します。

## 記

- 1 事業名

- 2 事業区域の所在地 胎内市 ほか 筆

- ### 3 指導事項

(案)

様式第 17 号 (第 17 条関係)

第 号  
年 月 日

様

胎内市長

## 勧告書

胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 17 条の規定により、下記のとおり勧告します。

## 記

1 事業名

2 事業区域の所在地 胎内市

ほか 筆

3 勧告事項【措置の期限： 年 月 日】

(案)

様式第 18 号 (第 17 条関係)

第 号  
年 月 日

様

胎内市長

## 命令書

胎内市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 18 条の規定により、下記のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、同条例第 20 条第 1 項の規定により、氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができます。

## 記

1 事業名

2 事業区域の所在地 胎内市 ほか 筆

3 命令事項【措置の期限： 年 月 日】

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、胎内市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、胎内市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前にこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。